

事務連絡
令和2年5月28日

各高齢者福祉施設長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について（介護保険
最新情報 Vol.834）について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省から通知がありました。当通知において、オンライン面会を行う場合の留意点や、実際に利用を行っている事例についてまとめられていますので、ご参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、当通知にあります地域医療介護総合確保基金のICT導入支援事業（県の事業名：在宅介護事業所・介護保険施設における業務効率化支援事業）は、介護記録の作成から、介護報酬の請求業務までを一気通貫で行うシステムの構築を目的とした事業です。

オンライン面会を主たる目的として導入したタブレット等については、当事業の補助対象とはなりませんのでご留意願います（厚生労働省によれば、「一気通貫システムの導入時に補助を受けたタブレット等を、本来業務に加えて、補助目的外であるオンライン面会でも利用することは差し支えない」という趣旨です。）。

記

（参考）在宅介護事業所・介護保険施設における業務効率化支援事業について

1 対象施設

（1）介護保険施設

特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院

（2）在宅介護事業所

訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーションに限る

2 対象事業

記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携を含む。）、請求業務を一気通貫で行うためのICTの導入

3 募集時期等

別途通知予定（夏頃の予定）

兵庫県健康福祉部少子高齢局

高齢政策課介護基盤整備班

TEL 078-341-7711

（内線 施設系：2950 在宅系：3107）

FAX 078-362-9470